

さ情審査答申第64号
平成22年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成21年10月13日付けで貴職から受けた、「住民票の交付請求について」に係る全関係書類（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成21年7月24日付け浦区区第397号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分について取り消し、本件対象個人情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」の開示しない理由について

ア 平成21年7月24日付け浦区区第397号の「実施機関が特定した個人情報の名称」欄には、「住民票（除票）の閲覧制限及び写しの交付停止措置について（通知）」とだけ明記されており、実施機関が特定した個人情報と申立人が開示請求する個人情報内容が不一致である。
また、特定した根拠が不明である。

イ 「開示請求者以外の者」である特定個人は、「住民票（除票）の閲覧

制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」の発端となった浦和警察署宛に行った自身の行動を申立人に対し、自ら全面的に認めている。

住民基本台帳法第11条の2で認められる、訴状送達を目的とする住民票の第三者請求権なる「正当な権利利益を害」されているのは申立人のほうである。

ウ 申立人は、「市の事業に係る事務」の不「適正な遂行」を指摘しているのである。実施機関が条例第14条第5号及び第6号を以って不開示としたことは不適切である。

本件は、申立人が、実施機関の一連の行為を、ストーカー行為等の規制等に関する法律・住民基本台帳事務処理要領・配偶者暴力事案及びストーカー事案の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等について（通達）等の無理解・乱用、適切な調査を怠った職務怠慢・業務遂行上の過失等を原因とする明らかな「公務員の職務執行に伴う人権侵犯」であり、名誉毀損の意においても不法行為であると主張し開示請求しているものである。

「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」以外で開示しない理由について

ア 他の行政機関から開示請求者以外の特定個人に係る「住民票（除票）の閲覧制限及び写しの交付停止措置について（通知）」の存在は認めているのだから、認めるに至った経緯と理由を考え合わせれば、同「通知」に伴う個人情報とは当然のごとく存在するのであり、「存在しているか否か」などと述べる余地は無く、それ以下の記述は前提を失い理由にならない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」の開示しない理由について

文書の特定については、平成20年6月24日付け浦区第376号をもって通知した「住民票の交付請求について」に係る全関係書類を対象としており、このうち「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」については、申立人が請求書に「含む」と記載している文書であることから、不一致という申立人の主張は該当しない。

「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通

知)」については、第三者を識別できる情報のほか、それ自体が第三者を識別できる情報であるとは言えないが第三者の心身や身辺の情報を記述したものであり、措置が必要とされる者、どのような措置を行うか等の具体的な記述であることから、開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがあるため、条例第14条第2号に該当し、不開示とした。

住民票の第三者請求については、住民基本台帳法の規定に基づき正当な理由がある場合に申請を受付け、交付することができることとされている。

しかし、支援措置の実施を決定した場合には、特定の申請者からの住民票第三者請求を拒否するなど、必要な措置を講ずることができる、との定めによって運営し、市は住民基本台帳事務を適正に執行しており、かつ、異議申立人の主張は個人情報開示請求における開示・不開示の判断には影響しないものである。

このような性質の情報が公にされた場合は、支援申出者に実施機関に対する不信感を与え、申出制度そのものを形骸化させるおそれがあることや、支援措置を実施するうえで、関係機関との協力関係・信頼関係の維持確保が難しくなるおそれがあることから、条例第14条第5号及び同第6号に該当する。

申立人は、開示請求者以外の特定個人が、自身の行動を申立人に対し全面的に認めているとし、申立人が特定個人の行動を認識していると主張しているが、本件は不開示情報である条例第14条第2号の第三者情報以外にも、同条第5号及び第6号にも該当するものであるため、当該主張は考慮しない。

2 「住民票(除票)の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について(通知)」以外で開示しない理由について

当該個人情報の存否を答えるだけで、住民票の交付請求に関する情報の有無、情報の種類、内容を答えるのと同様の結果が生じ、条例第14条に規定する不開示情報が開示されることとなることから、条例第17条の規定により、その存在を明らかにせず不開示とした。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、他の行政機関から実施機関宛発行された「住民票(除票)の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について(通知)」を含む「住民票の交付請求について」に係る全関係書類である。

異議申立人は、実施機関が特定した個人情報と申立人が開示請求する個人情報の内容が不一致であり、また、特定した根拠が不明であると主張し

ているが、実施機関が特定した個人情報、「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」であり、申立人の開示請求に係る個人情報の名称又は内容欄に記載されている情報と一致しており、実施機関の特定の根拠が不明であるとはいえない。

- 2 実施機関は、平成21年7月24日付け個人情報不開示決定によって、本件対象個人情報のうち「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」の部分以外を、その存在を明らかにせず不開示とし、「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」の部分については、その存在を認めた上で不開示決定をしている。

- 3 条例第17条の該当性について

条例第17条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる時は、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。実施機関が開示請求のあった個人情報について、当該個人情報の存否を明らかにするだけで不開示情報の保護利益が害されるときには、当該個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができることを定めたものである。

本件開示請求については、当該開示請求に係る個人情報の存否を答えるだけで、開示請求者以外の者に関する住民票の交付請求に関する情報の有無、情報の種類、内容を答えるのと同様の結果を生ずることとなる。

よって、本件対象個人情報の存否を答えると、条例第14条の規定による不開示情報が開示されることになることから、実施機関が条例第17条の規定により本件対象個人情報のうち、既に実施機関の一連の行為によってその存在が明らかにされている、他の行政機関から実施機関宛発行された「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」の部分を除く、本件対象個人情報についてその存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当である。

- 4 本件対象個人情報のうち、他の行政機関から実施機関宛発行された「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」の部分について

この部分に関する個人情報について実施機関は、平成20年6月24日付け浦区区第376号において『他の行政機関から「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について」の通知が、さいたま市長宛発行されており』と述べ、また、個人情報開示決定等期間延長通知書の「延長理由」の欄において、「請求に係る内容は、第三者に関するものであるため、その者の意見を聴取する必要から相当の期間を要するため」

と記載して、その存在を前提に応答をしてしまっている。

したがって、この該当部分に関する本件対象個人情報を存否応答拒否を理由に不開示とすることは、合理的ではない。

以上のように、当該個人情報は、実施機関が、本件に関する一連の対応の中でその存在を認めているという特殊な状況下におかれているものであるから、その存否を明らかにした上で、開示・不開示の判断をしたことは相当である。

しかし、実施機関が当該個人情報の存在を開示請求人に通知していることから、当該個人情報を開示すべきである、ということにはならず、条例に照らして個別に開示・不開示の判断をしなければならない。

条例第14条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない」と規定し、第1号から第7号まで不開示情報を定めている。

実施機関は、当該個人情報が条例第14条第2号、第5号、第6号に該当するとして不開示決定をしている。そこで、当該個人情報が条例第14条の各号のいずれに該当するのか判断することとなる。以下、各号に定める不開示情報ごとに検討する。

条例第14条第2号は、「開示請求者以外の者に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定し、不開示情報として、「ア 開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」と定めている。

「正当な権利利益を害するおそれ」とは、第三者が個人にあっては、当該個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等を害するおそれをいうとされており、開示請求者と第三者との関係や、当該個人情報の内容を個別具体的に検討し、判断しなければならないのである。

本件の当該個人情報は、第三者の心身や身辺の情報を記述したものであり、措置が必要とされる者、どのような措置を行うか等の具体的な記述で、他の者に知られることによりプライバシーが侵害され、第三者が精神的な苦痛を受けるおそれがあると認められる。したがって、当該個人情報は、条例第14条第2号に該当すると認められる。

条例第14条第5号は、「市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と

定めている。本号は、「次に掲げるもの」として、アからエまでを掲げているが、これは「事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のうち、典型的なものを例示として事務事業別に掲げられているものであり、これらの場合のみに限定されるものではない。アからエに当たらなくとも「事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があれば、不開示情報と認められる。

本件の当該個人情報、特定事案に関して、特定個人が市や他の行政機関に支援の申出を行う際の関係書類である。このような性質の情報が開示されることが前提となれば、支援の申出を躊躇することも考えられ、制度本来の適正かつ円滑な実施に著しい支障が生じるおそれがあると考えられる。したがって、当該個人情報は、条例第14条第5号に該当すると認められる。

条例第14条第6号は、「市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、市及び国等の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの」を不開示情報として定めている。

市が行う事務事業の中には、他の行政機関と直接又は間接的に関係しながら進められるものがあり、これらの事務事業を円滑に進めるためには、他の行政機関との協力関係を確保することが重要で、相互間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報に含まれる個人情報で、開示することにより協力関係や信頼関係を不当に損なうおそれがある情報に含まれる個人情報については、不開示とされているのである。

当該個人情報は、他の行政機関から実施機関宛発行され取得した情報に含まれる第三者に関する個人情報であり、条例第14条第6号に該当する情報であると認められる。

4 その他の主張について

申立人は、開示請求者以外の特定個人が、自身の行動を申立人に対し全面的に認めているとし、申立人が特定個人の行動を認識していると主張している。

しかし、当該第三者は、異議申立人に対して自己の個人情報を知らせないことを求めて申出をしているのであり、「自身の行動を申立人に対し全面的に認めている」とは考えられない状況である。したがって、前述したとおり、当該第三者の正当な権利利益を害するおそれがある、と判断される本件では、異議申立人の当該主張を考慮する必要性を認めない。

5 以上のとおり、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成21年10月13日	諮問の受理
	同 年 10月29日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 11月13日	審議
	同 年 12月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 12月24日	異議申立人から意見書を受理
	平成22年 1月21日	審議
	同 年 2月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)